

主文
被告人を懲役4月に処する。
理由

(罪となるべき事実)

被告人は、平成15年5月13日午後1時20分ころ、神戸市a区b町c丁目d番e号先路上に駐車中の普通乗用自動車内において、不特定又は多数人の容易に覚知し得る状態で、ことさらに自己の陰茎を露出して手淫し、もって、公然とわいせつな行為をしたものである。

(証拠の標目) 一括弧内の甲乙で始まる数字は検察官請求証拠番号—省略

(補足説明)

弁護人は、被告人は判示のわいせつな行為に及んでいない、仮に被告人が判示のわいせつな行為に及んでいたとしても、被告人に犯意はなく、自動車内での行為であり公然性に欠けるから、無罪である旨主張するが、証人Aは、本件当時兵庫県a警察署f交番で勤務していた警察官であるが、当公判廷において、同交番に駆け込んできた女性から、自動車内で下半身を露出している男がいる旨の申告を受け、同女が指示した場所にバイクで出動したところ、被告人が、駐車中の自動車内において、運転席の座席を倒し仰向けの状態で下半身を露出して手淫しているのを目撃した旨供述する。このA公判供述は、目撃に至る経過等自然な流れの供述であって、同人がことさら虚偽の供述をする理由は全く考えられず、体験した事実をそのまま具体的かつ正確に述べた供述というべく、その信用性は十分である。加えて、被告人の捜査段階における前掲各供述調書は逮捕当日から自白し、その後一貫して本件犯行を自認する自白調書であるところ、被告人は取調官が勝手に作成して署名を強要したものであるなどと弁解するが、その自白は、「人前で手淫すると興奮する癖があるため、快感を得ようと、車内で履いていたズボンと女物のパンティーを脱ぎ、パンティーをズボンのポケットに入れ、再びズボンを履いて膝の所まで下げた状態で倒した運転席のシートに仰向けになって手淫した。」旨の具体的供述であって、前記被告人の弁解は信用できず、前記各自白調書の信用性もまた十分である。さらに、被告人は、当公判廷において、暑かったのでズボンを下げて裾を直していただけであると弁解するが、極めて曖昧で真摯さに欠ける供述である上、その弁解内容自体が極めて不合理な内容であって、到底採用できるものではない。そして、本件犯行場所はマンション及び民家が集約し付近に公園もある住宅街であって、人通り及び車両の交通量は多い所であるところ、同所歩道横直近の路上に駐車中の窓ガラス等に何らの遮蔽措置のなされていない判示自動車の運転席で前記の態様で行われた本件犯行が、不特定または多数の者が認識しうる状態、すなわち公然と行われたことは明らかというべきであり、被告人にその旨の認識を含め犯意があったことも明らかである。

以上のとおり、前掲関係各証拠によれば、判示事実を優に認めることができる。弁護人の主張は理由がない。

(確定裁判)

被告人は、平成14年9月26日神戸地方裁判所で公然わいせつ罪により懲役4月に処せられ、その裁判は平成15年6月19日確定したものであって、この事実は検察事務官作成の前科調書(検察官請求証拠番号乙15)によって認める。

(法令の適用)

被告人の判示所為は刑法174条に該当するところ、所定刑中懲役刑を選択し、これは前記確定裁判があった公然わいせつ罪と同法45条後段の併合罪であるから、同法50条によりまだ確定裁判を経していない判示公然わいせつ罪について更に処断することとし、その所定刑期の範囲内で被告人を懲役4月に処し、訴訟費用は、刑事訴訟法181条1項ただし書を適用して被告人に負担させないこととする。

(量刑の理由)

本件は、昭和46年から平成11年にかけて罰金前科5犯(いずれも公然わいせつの罪名のもの。)を有し、平成13年3月6日神戸地方裁判所で公然わいせつの罪により懲役6月(3年間刑の執行猶予)に、平成14年9月26日同裁判所で同罪により懲役4月(確定日は平成15年6月19日)に各処せられた被告人が、最終宣告刑の確定前(上告中)にまたしても、判示の公然わいせつの犯行に及んだ事案であるところ、その犯行の動機に酌量すべき事情は認められないこと、被告人の

この種犯行に及ぶ性癖は根深く、固着化していること、公判廷において不合理な弁解を続けて恥じるどころがなく、その規範意識の乏しさは深刻な状態にあること等に徴すると、その刑事責任は重いというべきであるが、その罪質、前刑を受刑中であり、前々刑の執行猶予が取り消され併せ服役することなど、被告人のために酌むべき事情をも十分に考慮して、主文のとおり量定した次第である。

よって、主文のとおり判決する。

平成15年9月24日

神戸地方裁判所第11刑事係甲

裁判官 杉森研二